

委第1号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年3月23日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の3」を「第18条の4」に改める。

第2条第1項第3号中「経済部」の次に「、生活環境部」を加え、同項第4号中「生活環境部」を「上下水道局」に改める。

第1章中第18条の3の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムによる会議における委員長の職務代行の特例）

第18条の4 第18条の2第1項の規定により会議を開催する場合において委員長がオンライン会議システムにより会議に参加するとき又は委員長が前条第1項の規定により会議に参加するときは、第15条の規定にかかわらず、委員長は、委員長の職務の全部又は一部を副委員長その他の委員に行わせることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第3号及び第4号

の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のつくば市議会委員会条例の規定により選任され、又は互選された市民経済委員会又は都市建設委員会の委員又は委員長若しくは副委員長は、それぞれ、その任期が満了するまでの間、この条例による改正後のつくば市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により選任され、又は互選された市民経済委員会又は都市建設委員会の委員又は委員長若しくは副委員長とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に市民経済委員会又は都市建設委員会において継続して審査又は調査中の事件は、改正後の条例の規定によりその事件を所管する市民経済委員会又は都市建設委員会に付託されたものとみなす。

(提案理由)

令和4年4月1日の組織改編に伴う常任委員会の所管について改正を行うとともに、オンライン会議における委員長の職務代行の特例を規定するものである。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第18条の4</u>）</p> <p>第2章—第10章 （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 市民経済委員会 7人 市民部、経済部、<u>生活環境部</u>及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 都市建設委員会 7人 都市計画部、建設部及び<u>上下水道局</u>の所管に属する事項</p> <p>(5) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3条—第18条の3 （略）</p> <p><u>（オンライン会議システムによる会議における委員長の職務代行の特例）</u></p> <p><u>第18条の4 第18条の2第1項の規定により会議を開催する場合において委員長がオンライン会議システムにより会議に参加するとき又は委員長が前条第1項の規定により会議に参加するときは、第15条の規定にかかわらず、委員長は、委員長の職務の全部又は一部を副委員長その他の委員に行わせることができる。</u></p> <p>第19条 （以下略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第18条の3</u>）</p> <p>第2章—第10章 （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 市民経済委員会 7人 市民部、経済部_____及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 都市建設委員会 7人 都市計画部、建設部及び<u>生活環境部</u>の所管に属する事項</p> <p>(5) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3条—第18条の3 （略）</p> <p>第19条 （以下略）</p>